

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

将来にわたって安心して暮らせる「ふるさと宇治」の創造計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

宇治市

3 地域再生計画の区域

宇治市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

本市は、京都盆地の東南部に位置し、地形的には東部に豊かな自然環境の山麓丘陵地が広がり、西部は旧巨椋池に連なる平坦地で、琵琶湖から唯一流れ出る河川である宇治川が市中央部を南北に縦断している。

歴史的には平安時代に貴族の別業の地として栄え、「源氏物語宇治十帖」の主要な舞台になるなど華麗な王朝文化の一翼を担ってきた。

室町時代以降は、緑茶の産地として名声を馳せ、「宇治茶」は高級日本茶の代名詞として、現在も宇治を代表する伝統産業となっている。

また、市内には「萬福寺」や「三室戸寺」などの全国的にも名高い寺社仏閣が点在しており、特にみどり豊かな宇治川周辺は世界遺産に登録されている「平等院」や「宇治上神社」などがあることに加え、宇治川の夏の風物詩となっている「宇治川の鶉飼」などが開催され、自然・文化遺産等が凝縮した魅力溢れる地域である。特に「平等院」には76.5%の観光客が訪れており、一年を通じて多くの観光客を魅了している。

このように、本市はみどり豊かな自然環境、多くの歴史・文化遺産、そして守り継がれる伝統の中で育まれてきた。

しかし、本市の人口は平成22年をピークに減少傾向にあり、189,000人いた人口は、平成30年には187,000人となり、令和12年には178,000人になるまで減少すると見込まれている。

こうした状況を踏まえ、本市が目指す将来の方向と本市人口の将来展望並びに、人口減少を食い止めるための目標や施策を示した「宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に取り組んでいる。

4-2 地域の課題

宇治市内での河川の水質基準は、これまでの汚水処理施設の整備や関連事業で位置付けている美化清掃活動等により、改善傾向にあるものの、近年の都市化の進行による生活排水・工場排水等による水環境の悪化や大量消費・大量廃棄型のライフスタイルによる生活環境・自然環境の汚染等による環境悪化が懸念される。

このため、汚水処理施設の整備による更なる水質改善に加え、地域ボランティアによる美化清掃活動や緑化活動など、市民・事業者・市の三者協働のもとでの活動により、より快適な居住環境を形成することが求められる。

また、「宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく人口減少及び少子高齢社会への迅速かつ的確な対応と、本市の特色を活かした施策の実施により、持続的に発展するまちづくりが必要となっている。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生汚水処理施設整備推進交付金により今後引き続き、公共下水道整備及び浄化槽の推進を一体的に進めることにより、水洗化による生活様式の向上と、公共用水域全体の水質向上による生活環境の改善を図り、「住んでみたい、住み続けたい」と思えるまちづくりを目指す。

〔目標 1〕 汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口普及率の向上）
96.3%（平成 30 年度）→ 99.1%（令和 5 年度）

〔目標 2〕 公共用水域の水質向上
5つの中小河川等のBOD負荷量の減少
33.6kg/日（平成 30 年度）→ 25.1kg/日（令和 5 年度）

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本市での公共下水道は昭和 58 年度に事業着手し、平成 30 年度末には全体計画 2,427ha のうち 2,193ha が整備完了しているものである。

今後、更なる汚水処理施設の整備を推進するため、地方創生汚水処理施設整備推進交付金により公共下水道及び浄化槽の整備を一体的に行うとともに、関連事業として、ボランティアによる地域美化清掃活動や地域住民によるポケットパーク緑化活動等を実施することにより、生活環境の活性化を図り、もって、市民・事業者・行政が一体となり将来にわたって安心して暮らせる「ふるさと宇治」の創造を目指す。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A3009】

・公共下水道

・・・対象となる事業は、事業開始に係る手続きを了している。

東宇治処理区：平成30年11月事業計画変更

洛南処理区：平成30年11月事業計画変更

[事業主体]

- ・宇治市

[施設の種類]

- ・公共下水道
- ・浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道：東宇治処理区及び洛南処理区の一部
（槇島処理分区）
- ・浄化槽（個人設置型）：宇治市の全域
（ただし、公共下水道事業計画区域を除く。）

[事業期間]

- ・公共下水道：令和2年度～令和5年度
- ・浄化槽（個人設置型）：令和2年度～令和5年度

[整備量]

- ・公共下水道：φ150～350mm 延長 12,000m
- ・浄化槽（個人設置型）：100基

なお、各施設による新規の処理人口は次のとおり。

- ・公共下水道：4,606人
- ・浄化槽（個人設置型）：220人

[事業費]

公共下水道	:	2,220,000	千円
（うち、交付金		1,110,000	千円）
浄化槽（個人設置型）:		77,088	千円
（うち、交付金		25,696	千円）
合計:		2,297,088	千円
（うち、交付金		1,135,696	千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

指標	基準年 (H30)	R2	R3	R4	R5
指標1 普及啓発活動の強化 水洗化率（接続率）の向上（%）	84.8	85.3	85.4	85.5	85.6
指標2 住みたいまちの構築 市民の定住意向（%）	57.6	60.0	61.2	62.4	63.6

毎年度終了後に、資料の収集及び整理を行い、速やかに状況を確認する。

[事業が先導的なものであると認められた理由]

（政策間連携）

公共下水道及び浄化槽を一体的に整備することにより、個別に整備するの
と比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、快適で魅力ある生活
環境の整備といった地域再生の目標達成に資するとともに、全体の整備コス
トの削除が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

汚水処理施設の整備は、宇治市国土強靱化地域計画に基づき実施するもの
である。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、将来にわたって安心して暮
らせる「ふるさと宇治」の創造を達成するため、以下の事業を総合的かつ一
体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 汚水処理事業の普及啓発活動

内 容 公共下水道未接続世帯への接続依頼の強化及び周知活動を行い普及啓発活動を実施することで、生活排水による公共水域の水質汚濁防止を図る。

事業主体 宇治市

実施期間 令和2年4月～令和6年3月

(2) ボランティアによる地域美化清掃活動「クリーン宇治」運動

内 容 青少年による「クリーン宇治」運動や、宇治市内各種団体及び市民ボランティアによる清掃活動により、宇治川周辺の美化に努める。

実施主体 宇治市

実施期間 令和2年4月～令和6年3月

(3) 地域住民によるポケットパーク緑化活動

内 容 宇治市によりポケットパークを整備し、地域住民等により維持管理を行う。資材及び花苗は宇治市より支給する。

実施主体 宇治市

実施期間 令和2年4月～令和6年3月

(4) 子ども環境学習

内 容 地球温暖化や水質等の環境問題について、市内小学校にて講演やグループ学習などによる体験型学習により、環境への関心を深める。

実施主体 宇治市

実施期間 令和2年4月～令和6年3月

6 計画期間

令和2年度～令和5年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に繰越事業を含むすべての事業が完了した時点で、本市において調

査及びデータ収集を行い、状況の把握及び事業に対する評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

目 標	平成 30 年度 (基準年度)	令和 3 年度 (中間年度)	令和 5 年度 (最終目標)
目標 1 汚水処理人口普及率の向上	96.3%	97.8%	99.1%
目標 2 5つの中小河川等の BOD 負荷量の減少	33.6kg/日	27.9kg/日	25.1kg/日

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
汚水処理人口普及率	整備実績より算出
5つの中小河川等の BOD 負荷量	宇治市環境企画課の水質調査より

- ・ 目標達成状況以外の評価を行う内容
 1. 事業の進捗状況
 2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標の達成状況については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（宇治市下水道計画課ホームページ）へ掲載及び下水道計画課窓口においての閲覧により公表する。